

## 障害児教育に関する日中比較研究（1）

— 知的障害の位置と障害児教育 —

西 信高\*・邱 玉婧\*\*

Nobutaka NISHI, QIU Yu Jing

A Comparative Study of Special Education between China and Japan(1)

— The Social Status of Intellectual Disability and Special Education —

### Abstract

This Paper outlines the education of children with an intellectual disability in the People's Republic of China referring to Ashman A.F., one of Western serchers.

His framework is such as;

The Status of Intellectual Disability

Children with an intellectual disability in schools

Mainstreaming

Special Schools and Programmes

The education of children with a severe intellectual disability

We Japanese will have to learn so much from Chinese Special educational System. Following items are interesting; developing the students' sense of serving the society, production work, academic achievement and so on.

### はじめに

Ashman, A.F.<sup>1)</sup> は、European Journal of Special Needs Education 誌の最近号において、The education of students with an intellectual disability in the People's Republic of China: some observations と題して、中国における知的障害児教育の現状と課題を述べている。欧米の雑誌に発表された中国の障害児教育に関連する論文では、もっとも新しいものと考えられる。

彼は、その論文の導入部分でつぎのように書いている。

「西欧の教育学者や心理学者の研究をみても、中国の知的障害児に関して明らかになることといえば、ほとんどないと言ってよいであろう。

この論文は、直接に見たこと、中国の教育家との談話、そして限定されたものであるが手に入った少数の文献などを主として引き合いに出しながら、中国の知的障害児が受けることのできる教育的サービスのアウトラインを描き出すことを目的としている。」

つまり、この分野では中国は未だほとんど関心の対象とはなっておらず、参照しうる文献も限定されている現状が示されている。

文献については、中国政府の情報公開に関する姿勢において必ずしも西欧ほどにはオープンでないということもあろうが、それ以上に漢字を使用する中国語という言葉の壁が、西欧の研究者にとってオリジナルな文献にあたることを困難にさせていると考えられる。

Ashman, A.F. 自身はオーストラリアのクイーンズ大学に籍を置いているが、欧米の研究者が中国の状況をどのように認識し評価しているのか、彼が代表的な研究者でないとしても少なくとも彼らの一定の到達点を反映するものとして、興味深い論文といえる。

彼の論文は、以下のような構成となっている。

1. 導入
2. 知的障害の位置づけ
3. 学校における知的障害児  
通常の教育のなかで  
特殊学校と教育計画
4. 重度知的障害児の教育

\* 島根大学教育学部障害児研究室

\*\* 島根大学教育学部研究生

## 5. いくつかの覚え書きと結論

## 西欧の教育への問いかけ

小論においては、彼の論文に沿って中国の知的障害児教育を概観し、そこで取り上げられた問題と対応させるかたちで、日本の状況をも参照しながら若干の検討をおこなう。

## I 計数把握

まず、まえがきの最初に、最近10年の間、1982年と1986年に特別のニーズをもった児童・生徒の教育に関する法案が通過したことともない、軽度・中度の知的障害児を教育あるいは訓練するために特殊学校や特殊学級が設置されてきたことを紹介し、あと、障害者の数を挙げている。

中国における障害者の数は11億6千万という人口を反映しておのずから多数にのぼることを指摘し、いくつかの統計を紹介している。

## 1987年の政府統計

(20 September 1993 の Xiao Fei との個人的な情報交換のなかで知った数であると注釈している。)

	単位	万人
身体障害		755
言語・聴覚障害		1,770
知的障害		1,017
視覚障害		755
重複障害		194

このうち、子どもは約800万人、そして500万人が知的障害の子ともとされる。

しかしながら、このように障害児が多数存在するにもかかわらず、処遇や援助の面ではほんのごく少数を除いては、特別に光が当てられているわけではないという。

それを示すつぎのような統計が挙げられている。

	A	B
	1990年	1991年
障害児のための学校数	672	886
学級数	1,885	1,235
学校・学級の在籍者数	78,000	200,000

A = Cleverley (1991), B = Xiao Fei (1991)

実際の数については、把握が難しい。Ashman, A. F. のこの論文のなかでも、別の箇所では特殊学校235、特

殊学級120 (1991) と記述されたりしている。

1993年「中国教育事業発展統計資料簡況」<sup>2)</sup> では、障害児学校数1,123、在籍者数168,600人、そして教師の数は20,400人とされている。

1995年6月の光明日報<sup>3)</sup> は、中国残疾人連合会から得た資料として以下の数字を載せている。

特殊学校	1,288
特殊学級	5,301
就学障害児	180,000

中国では、1988年に障害児教育推進のための第1回全国大会が開かれている。その会議を受けたかたちで、障害者の5カ年計画(1988-1992)、特殊教育振興方策、障害者社会保障法、障害児教育法などの法令が相次いで制定された。その会議に先立って1987年に実施された第1回の全国調査の結果が、それらのベースになっているとされる。Ashman, A. F. が伝聞したという「政府の統計」は、この調査を指している。調査の結果を別の側面から紹介した数字を以下に掲げる。<sup>4)</sup>

障害者数	5,164万人 (全人口の 4.6%)
障害児(0-14歳)数	817万人 (当該年齢児の2.7%)
就学率	55.2%
通常学校へ	54.3%
障害児学校へ	0.9%
未就学	44.8%

いずれにせよ、必要数からみれば障害児のための学校や学級が絶対的に不足していることは否めないが、しかし着実に学校・学級数と在籍者数が増加していることはうかがえる。

中国は国際機関において低所得の国の一つに数え上げられているが、それらの国のなかでは障害児のための教育機会の保障は進んでいる部類に属する。Cavanagh I. N. M<sup>5)</sup> は、情緒障害などを含めた8種類の障害を挙げてそれらに対応する教育の場の有無の状況を比較しているが、49の低所得国のなかですべてを有しているのは5カ国であるとしている。そして、中国もその中に入っている。

ただ、わが国もその例に漏れないが、Ashman, A. F. も指摘しているように、視覚・聴覚障害児の教育が先行し知的障害児のそれが後塵を拝することは世界に共通する傾向である。中国でも視覚・聴覚障害児教育は1800年代の終わりに始まっている。最初の盲学校は1881年の創立であり、ろう学校のそれは1887年とされる。しかし、知的障害についてはごく最近、1980年代に入ってからのこととなる。その意味で、上の学校・学級数のなかで知

的障害児関係が、さらに言えば重い障害児のためのものがどの程度の比率を占めるのか、さらにまた、都市部と農村部との格差の問題等々、なおきめ細かな実態把握が求められるところである。

## II 知的障害の位置づけ

知的障害について関心が払われない理由として、Ashman, A.F. はつぎの三点を挙げている。

1. 中国では、その長い歴史のなかで教育は成績至上主義の傾向をもっていた。王朝時代には、公教育は、有能で特権階級のごく限られた者のために存在したのである。近代公教育制度の成立は、1911年に清朝が崩壊して以降であるが、その当初は成績至上主義も幾分やわらいだ。しかしながら、1950年以降、近代化を急いだ中国は、科学、工学、技術の分野において、再び成績を強調することとなった。このような従来の状況のなかでは、学校で成績が上がらないかもしくは障害をもった人間は、当然のことながら労働力人口としての価値が限定されることとなり、したがって注意の払われる度合いも少なからざるを得なかった。

2. 障害児教育に関する特別の教師養成機関について、関心が払われなかったことがある。今もなお、一般の教授要目のうちの科目としてとりあげている大学をみても6大学に過ぎず、独立のコースを設けている大学は皆無である。しかも障害児のなかでも、聴覚・視覚関係が講義の大部分を占めており、知的障害については教科学習上困難が生じてくる子どもの問題に限られている。

3. 政府の改善努力にもかかわらず、依然として現在に至るも教師の社会的地位が低いことがある。人口稠密地域では、平均年俸4,500元(米ドルで約800ドル、筆者注=800ドルはいつの時点でのレートかは不明)であり、政府職員とほぼ同じであるが、しかし産業界で働く人々と比較した場合にはかなり低い水準となる。

また、障害児教育にあたる教師の地位は、通常の教師よりも低く見られているが、当の教師自からもそのように見ている。したがって、障害児教育に対する魅力もまた、乏しいものとならざるを得ない。

知的障害児教育に関心がむけられることの少ない理由をそのように分析したあとで、Ashman, A.F. は、つぎのようなことばでこの節を結んでいる。

中国における障害児教育の発展は遅々としてはいるが、知的障害児の教育や訓練の改善は、今や政府レベルの政

策となっている。

ところで、李鵬首相名で公布・試行された中華人民共和国國務院令第161号(1994年8月23日)、すなわち残疾人教育条例<sup>6)</sup>は、まさに国政レベルでも障害児教育に積極的にとりくむ姿勢が示されたものとして、受けとめることができる。

上の第2、第3の理由になっていた教師養成制度の改善や地位向上についても、第6章において発展方向が打ち出されている。しかしながら、現在の改革開放政策のもとで現職の管理職も他の職業に転職するケースもあるなど、教師の待遇改善は依然として大きな問題となっている。<sup>7)</sup>

この國務院令で注目しておかなければならないことは、第1章において「障害児の教育を受ける権利」とあるように、明確に権利として規定されている点である。この点は、わが国の場合は「解釈」のレベルの問題として長く議論されてきたところであり、現在でも権利としての障害児教育という視点が必ずしも十分定着していない現状に鑑みるならば、重みを持つものといえる。しかしながら、第6章第36条に「社会主義的人道主義精神」という用語が使われているように、やはりなお障害児を人道主義的な観念でとらえる傾向も残されている。一方で権利ととらえながらも他方で人道主義を引きずっていることが、この國務院令をみたときに一種のプログラム規定であるかのように映る一因をなしているといえよう。つまり、障害児にとって大きな前進といえるさまざまな規定がなされているが、それを実際のものとするための財政面に関する規定に具体性が乏しく、あるいはAshman, A.F. の論文に関心を寄せている知的障害の重い子どもの教育権保障にもかかわって、障害種別や程度を考慮したきめ細かな方策についての規定が十分でない、等々である。

いずれにせよ、この条例のもつ意味とその後の実際の場での具体的展開に関しては、稿を改めて論ずる。

## III 学校における知的障害児

Ashman, A.F. は、まずつぎのように記述する。

中国における学校教育は、国家教育委員会 (the State Education Commission = SEDC) が認可した学習指導要領にそって行われる。

小学校では、中国語、数学、体育、音楽、美術、地理、歴史、理科、英語(または他の言語)、社会もしくは政治に関する科目から成っている。教師は非常に専門化され、一科目しか担当しない。知的障害児は、大部分はこ

れらと関連する内容を教えられる。

これに続けて彼は、通常の学校や幼稚園に通う障害児はきわめて少ないことを、例を引きながら示している。

武漢にある第二小学校の例では1,800人の児童と104人の教職員がいるが、軽度の知的障害と分類されている4人の児童が在籍している。彼らは他の子どもと同じ教科内容を学習しているが、校長の話によれば、健常の子どもよりも手厚く目をかけてもらっているという。また、やはり武漢にある第二幼稚園には740人の園児がいるが、学習上問題があると診断されている子どもはたったの1人である。

このような状況から判断すると、通常の学級で学ぶ知的障害児はほとんどいないこととなる。大部分は特殊学級か特殊学校に入学するものと考えられる。

このあとの Ashman, A.F. の記述は、特殊学校の具体例の紹介に移る。そのなかで、中国の教育計画ないしカリキュラムにみられる諸特徴を挙げている。一部を以下に引用し、概観する。

知的障害児の教育を議論するとき、中国の教師は一般的に通常の教授要目よりも特殊学校のそれを参考にする。1991年には、1千万の学齢知的障害児のうちの約5%にあたる数を受け入れる235の特殊学校と1,200以上の特殊学級があった。これに加えて、「特殊幼稚園」が北京、南京、上海、武漢などの大都市にある。特殊学校に就学する子どもの80%以上は軽度の知的障害であり、残りが中度である。特殊学校は、国家教育委員会によって指定された教授要目を用意しており、それは順次より高度の段階に進むよう配列されている。

優れた特殊学校とされる北京のある学校は、小学校段階の16学級から成り、在籍児は202人、そして教職員は54人で、そのうちの30人ほどがクラス担任教師である。この学校は、子どもの教育とともに、自分のクラスに知的障害児がいる小学校の教師のトレーニングという二つの機能を果たしている。

中国では小学校から競争試験があるために、親は通常の学校よりも特別な学校への通学を望む。そのほうがいろいろなストレスから解放される。学校は通常の子どもと同様の教科目標を達成することをめざしてはいない。3段階から成る労働に関係する技能発達をめざしている。

1-3学年 自助能力を身につけるための援助

4-6学年 中心的課題は他人の役に立つこと

7-9学年 社会に奉仕する感覚を伸ばすこと

低学年の要目には、国語(読み書き)、算数、コンピュータ、図画工作が含まれる。高学年になると、「社会的能

力の教育」が導入される。

子どもは近隣社会で生起する諸活動の経験を積むために、歩いていけるところへの校外学習を行う。そのなかで、買い物、交差点の渡り方を学び、そして日常の街路や地域での出来事を観察する。そしてまた、ボランティア活動にも参加する。身の回りのささいなことも自分で処理することができないような年若い人々を助けるというのも、そうしたボランティアの一例であるが、それなどは歓迎もされ、またしばしば生徒の心の中にしみこむものである。

卒業後職を得ることが第一義的目標であることとかわって、最後の3年間では職業準備訓練や労働経験が強調される。第7、8学年では、裁縫、食事の支度、そして西欧諸国でいえば保護作業所にあたる福祉工場によって準備された生産的労働を学ぶ。第9学年になれば、そのころには十分な技能を身につけることになるが、教師の手から離れたときに使用することになる技能を発展させるために、指導監督を受けながら地域に多く設置されている福祉工場で労働に参加する。常時15-20人働きに出ているが、それらのうちの何人かはこうした「実習生」を受け入れるために税制面で配慮されている一般の工場で働く。校長は101人の卒業生のうち94人が常勤の仕事に就いていると報告している。

第2学年の音楽の授業。11人の子どもに対して1人の先生の教師主導型の授業。2人の通常学級担任の先生が見学。

西欧の参観者にとって見慣れぬ学校の教育計画上の特色は、伝統的な中国医学のしきたりに則って行われる治療である。これは、「知的能力を促進するために」組み込まれている。北京の伝統中国医学病院から派遣される医学スタッフとの協力のもとに、定期的組織的に子どもを参加させている。一人の医者は1週間に3日やってきて(もう一人が残りの2日を担当する)、1-3学年の子どもに1回30分単位の治療を行う。それが、普通6か月間続く。そのなかには、針治療も含まれる。治療を受けた子どもは、機敏で記憶力旺盛となるという報告もある。このような治療は、60%の子どもが受けているが、有料であり、高価である。

北京のもう一つの学校は、158人の子どもに40人の教職員である。三つの部に分けられていて、

1. 教科中心 8-13歳の軽度児  
ほぼ年齢対応の通常学年の学習内容
2. 職業教育 14歳
3. 生活経験 8-16歳の中度児  
14歳になっても職業教育部には進まない。

## 表 1

## 障害者教育条例

(中華人民共和國國務院令 第161号。李鵬首相名により、1994年8月23日發布、同日施行。)

## 第1章 総則

## 第1条

障害者の教育を受ける権利を保障し、障害者教育事業の発展のために、「中華人民共和國障害者保障法」ならびに教育に関する国の法律に基づき、本条例を制定する。

## 第2条

障害者教育を行うにあたっては、国の教育方針を貫徹し、ならびに障害者の心身の特性とニーズに応じて、全面的にその素質を高め、障害者が平等に社会生活に参加するための環境を創造するものでなければならない。

## 第3条

障害者教育は国家の教育事業の構成要素である。障害者教育事業を發展させ、普及と充実を結合して行うが、普及を重点的方針とし、義務教育と職業教育に重点を置きながら就学前教育を積極的にすすめ、次第に中等以上の教育を發展させる。

障害者教育は、障害者の障害種別と残存能力に基づきながら普通教育システムあるいは特殊教育システムを採用し、普通教育機関は障害者教育の効果を十分發揮しなければならない。

## 第4条

各級人民政府は、障害者教育事業の指導、障害者教育事業を計画し發展させるための統一的な計画立案、着実な障害者教育経費の増額、学校経営の条件の改善、等々について強化しなければならない。

## 第5条

國務院教育行政部門は、全国の障害者教育を主管する。県級以上の地方各級人民政府教育行政部門は、その行政区域内の障害者教育を主管する。

県級以上の地方各級人民政府のその他関連部門は、各自の職責の範囲内で関係する障害者教育に責任を負う。

## 第6条

中国障害者連合会及びその地方組織は、積極的に障害者教育を促進し發展させなければならない。

## 第7条

幼児の教育機関、各級各種の学校及びその他の教育機関は、国の法律、法規の規定にそって、障害者教育を実施しなければならない。

## 第8条

障害者の家庭は、障害者が教育を受けるのを援助しなければならない。

## 第9条

社会の各界は障害者教育事業に関心を持ち、支援しなければならない。

## 第二章 就学前教育

## 第10条

障害幼児の就学前教育は、以下に列挙した機関によって実施する。

- (1) 障害幼児教育機関
- (2) 普通幼児教育機関
- (3) 障害児童福祉機関
- (4) 障害児リハビリテーション機関
- (5) 普通小学校就学前教育級及び障害児童・生徒特殊教育学校

## 就学前教育

障害児を持つ家庭は、障害児に対し就学前教育を行わなければならない。

## 第11条

障害幼児の教育は、保育とリハビリテーションを結合して実施しなければならない。

## 第12条

衛生保健機関、障害幼児の就学前教育機関及び家庭は、障害幼児の早期発見、早期リハビリテーション及び早期教育に特に力を入れなければならない。

衛生保健機関及び障害幼児の就学前教育機関は、障害幼児の早期発見、早期リハビリテーション及び早期教育について、情報と指導を提供しなければならない。

## 第三章 義務教育

## 第13条

地方各級人民政府は、障害児童・生徒に義務教育を実施し、その地の義務教育の發展計画に組み入れて、総合的に立案し実施しなければならない。

県級以上の各級人民政府は、義務教育の実施にあたっては監督、指導、点検をすすめるが、障害児童・生徒に対する義務教育の監督、指導、点検をも包括したものとしなければならない。

## 第14条

適齡障害児童・生徒の父母あるいはその他の後見人は、法によりその子女あるいは被後見人に義務教育を受けさせなければならない。

## 第15条

障害児童・生徒が受ける義務教育の入学年齢と年限は、その地の児童・生徒が受ける義務教育の入学年齢と年限に等しいものでなければならない。しかし、必要な場合には、その入学年齢と在学年齢は適当に引き上げることができる。

## 第16条

県級人民政府の教育行政部門と衛生行政部門は、適齡障害児童・生徒の就学相談を組織的に展開し、彼らの障害の状況を診断し、ならびに彼らの受けている教育形態について意見を提出しなければならない。

## 第17条

適齡障害児童・生徒は、条件に応じて以下のような形態によって義務教育を受けることができる。

- (1) 普通学校の学級で学ぶ。
- (2) 普通学校の、児童福祉機関あるいはその他の機関附属の障害児童・生徒特殊教育学級で学ぶ。
- (3) 障害児童・生徒特殊教育学校で学ぶ。

地方各級人民政府は、諸条件を着実に創造すべきであるが、身体条件により学校へ就学して学ぶことができない適齡障害児童・生徒については、その他の適当な形態をとって義務教育をすすめるなければならない。

## 第18条

経済的に困難な障害就学者に対しては、雑費その他の費用の減免を考慮しなければならない。

## 第19条

障害児童・生徒のための特殊教育学校(学級)の教育は、思想教育、文化教育、労働技能教育及び心身補償を結合させることを堅持しなければならない。また、就学者の障害状況と補償程度に応じて、分離して教学を実施し、条件のある学校では個別の教学を実施する。

## 第20条

障害児童・生徒のための特殊教育学校(学級)の教育課程、教学大綱及び教材は、障害児童・生徒の特徴に適合していなければならない。

障害児童・生徒のための特殊教育学校(学級)の教育課程、教学大綱は、國務院教育行政部門によって制定される。教材は、省級以上の人民政府教育行政部門により審査・決定される。

## 第21条

普通学校は、国の関係規定に従って、普通学級の学習に適應できる障害児童生徒を募集し、また彼らの学習およびリハビリテーションの特別なニーズに応じて、彼らに援助を提供しなければならない。条件のある学校は、専門輔導教室を設置することができる。

県級人民政府教育行政部門は、その行政区域内の障害児童・生徒が落第せずに進級するように教学指導を強化しなければならない。

学年相応の学習が可能な障害就学者の義務教育は、普通義務教育の教育課程、教学大綱及び教材を適用することができるが、彼らの学習要求に応じて適度の弾力性を持たせることができる。

## 第22条

義務教育を実施する障害児童生徒のための特殊教育学校は、ニーズに応じて、適当な段階において障害就学者に労働技能教育、職業教育及び職業指導を行わなければならない。

## 第四章 職業教育

## 第23条

各級人民政府は、障害者の職業教育を職業教育を發展させる全体計画に取り入れ、障害者職業教育を体系化し統一的に配分して実施しなければならない。

## 第24条

障害者の職業教育については、初等中等職業教育の發展に重点を置き、高等職業教育は適切に發展させ、実用的な技術を中心とする中期、短期の育成訓練を展開しなければならない。

## 第25条

障害者の職業教育の体系は、普通職業教育機関と障害者職業教育機関により構成されるが、普通職業教育機関が主体となる。

県級以上の地方各級人民政府は、ニーズに応じて障害者職業教育機関を合理的に設置しなければならない。

#### 第26条

普通職業教育学校は、国が規定する基準に達している障害者を入学させなければならない。普通職業訓練機関は、積極的に障害者を入学させなければならない。

#### 第27条

障害者職業教育学校と訓練機関は、社会のニーズと障害者の心身の特性を考慮して専門学科を合理的に設置し、あわせて、教学のニーズと条件に応じて、発展校は企業を創設し実習基地を創設しなければならない。

#### 第28条

経済的に困難をかかえる障害学齢児に対しては、学費とその他の費用の減免を考慮しなければならない。

### 第五章 普通高級中等以上の教育及び成人教育

#### 第29条

普通高級中等学校、高等院校、成人教育機関は、国が規定する基準に達している障害受験生を募集し、入学させなければならない。その障害を理由にして、受け入れを拒絶してはならない。

#### 第30条

区を設けている市以上の地方各級人民政府は、必要に応じて、障害者高級中等以上の特殊教育学校(学級)を設置し、障害者が受ける教育の水準を高めることができる。

#### 第31条

県級以上の各級人民政府教育行政部門は、共同して放送を行い、テレビ部門は、実状に応じて、障害者の学習に適合する専攻や課程に関する放送を開設あるいは配信しなければならない。

#### 第32条

障害者が在籍する機関は、その機関の障害者に対して、文化・知識の教育と技術訓練を展開しなければならない。

#### 第33条

文盲一掃教育は、満15歳以上の未だ学習能力を失っていない文盲・半文盲障害者に対して実施する文盲一掃教育を含んだものでなければならない。

#### 第34条

国、社会は、障害者が自ら学び才能を発揮することを鼓舞奨励するとともに援助しなければならない。

### 第六章 教師

#### 第35条

各級人民政府は、障害者教育に従事する教師の養成と訓練、ならびに彼らの地位と待遇の着実な発展のための措置、彼らが仕事をする環境と条件の改善、教師が障害者教育事業に生涯従事するための鼓舞奨励、等々を重視しなければならない。

#### 第36条

障害者教育に従事する教師は、障害者教育事業を熱愛し、社会主義的人道主義精神をそなえ、障害者学習者に関心を持ち、あわせて、障害者教育の専門的知識と技能を持っていないなければならない。

#### 第37条

国は、障害者教育に携わる教師の資格証書制度を実行するが、その具体的方法は、國務院教育行政部門が國務院のその他の関係行政部門と共同して制定する。

#### 第38条

障害者特殊教育学校を設置する機関は、障害者特殊教育学校教師の編成基準により、教学、リハビリテーション等を担当する教師を学校に配置しなければならない。

障害者特殊教育学校教師の編成基準は、國務院教育行政部門が國務院のその他の関係行政部門と共同して制定する。

#### 第39条

國務院教育行政部門と省、自治区、直轄市人民政府は、計画的に特殊教育師範単科大学・大学、専門学科あるいは普通師範単科大学・大学附属特殊教育師範クラス(部)を設置し、障害者教育教師の養成を行わなければならない。

#### 第40条

県級以上の地方各級人民政府教育行政部門は、障害者教育の教師となるべき人材の育成を計画に組み入れ、ならびに、育成基地を設立するなどの形式を採用し、在職中の障害者教育教師の研修を組織し向上をはからなければならない。

#### 第41条

普通師範単科大学・大学は、計画的に障害者特殊教育の必修課程あるいは選修課程を設置し、必要な障害者特殊教育の基本的知識と技能を学生に身につけさせ、よって落第せずに進級す

るシステムの普通学級で学ぶ障害就学者の教育的ニーズに適切に対応できるようにしなければならない。

#### 第42条

障害者教育に従事する教師と他の職員は、国の関連規定に従って、障害者教育手当及びその他の給与を受ける。

### 第七章 物質的条件の保障

#### 第43条

省、自治区、直轄市人民政府は、障害者教育の特殊状況を考慮して、國務院の関係行政主管部門の指導基準に則って、その行政区域内の障害者学校の建設基準、経費支出基準、教学機器設備配備基準等を定めなければならない。

#### 第44条

障害者教育の経費は、各級人民政府によりその責任で調達し、教育事業費の増加に伴って着実に増加するよう保証される。県級以上の各級人民政府は、必要に応じて補助金に関する特別条項を設け、障害者教育の発展に供することができる。

地方各級人民政府は、義務教育財政として配分金と徴収する教育費を充てるが、一定の比率は障害児童・生徒の義務教育の発展に充てなければならない。

#### 第45条

国は、障害者教育機関の建設あるいは学校援助のための寄付をするよう、社会の力を鼓舞し奨励する。

#### 第46条

県級以上の地方各級人民政府は、障害者教育機関の設置について統一的な計画を持ち、合理的に配置しなければならない。障害者の学校の設置は、教育行政部門により、国の関係規定に従って審査の上指示される。

#### 第47条

障害者教育機関の建設・構築は、障害就学者の学習、リハビリテーション及び生活の特徴に適合するものでなければならない。

普通学校は、実際状況に応じて、障害就学者の入学後の学習、生活のために、必要な便宜と条件を提供する。

#### 第48条

県級以上の各級人民政府及びその関係部門は、特惠の政策と措置をとり、研究を支持し、障害者教育専用の機器と設備、教具、学具及びその他の補助用品を生産し、企業もしくは福祉企業を障害者教育機関や発展校が創設することを、支援しなければならない。

### 第八章 報奨と処罰

#### 第49条

以下に列挙するうちの一つに該当する機関及び個人は、各級人民政府あるいはその教育行政部門により報奨が与えられる。

- (1) 障害者教育の教学と教学研究の面において、突出した貢献したものの。
- (2) 障害者の就学のために提供した援助が顕著であるものの。
- (3) 障害者教育専用機器、設備、教具、学具の研究・生産が、障害者教育の質と量を高めて顕著な成績を収めたものの。
- (4) 障害者学校の構築において顕著な成績を収めたものの。
- (5) 障害者教育事業のために、その他重要な貢献をしたものの。

#### 第50条

以下の一つに該当する場合、関係部門により、直接責任を負う職務担当者に対し行政処分が行われる。

- (1) 国の関係規定より入学させるべき障害者の入学を拒絶すること。
- (2) 障害就学者を侮辱し、体罰を与え、殴打すること。
- (3) 障害者教育に充てられるべき資金の横領、ピンハネ、使い込み。

上の項目の第1項を行った場合は、教育行政部門は、学校に対し障害者を入学させるよう指令する。先の第2項を行った場合は、「中華人民共和國治安管理条例」に違反しており、公安機関により行政処罰が科される。第3項を行った場合、犯罪を構成するものであり、法により刑事責任を追及する。

### 第九章 付則

#### 第51条

省、自治区、直轄市人民政府は、本条例に則って実施の方法を定めることができる。

#### 第52条

本条例は、発布の日より施行する。

(以上、筆者訳、文責 西)

教育計画の正否は、卒業後職を得ることができるかどうかで判定される

以上の引用は、職業教育の重視、教科教授の内容と方法、教師教育の方法等々、さきの國務院令の条文と対応させて読むと興味深いものがある。

しかしながら、ここに挙げられた例は大都市のしかも先進的とされる学校である。したがって、設備やスタッフの充実度などは他の地方、とくに農村部のそれとは異なることも考えられる。しかしながら、教授内容の面で見れば、それは国家によって一定の基準が定められ、知的障害といえば障害の軽い子どもを指す現状からすれば、全国的に大差はないとみてよい。そのような前提をもとにして上の例をみると、むしろわが国の通常の学級と共通する部分のほうが多いという印象を受ける。その印象に修正を迫るのは、あくまでも職業的自立を目標に掲げているという点である。しかし、わが国においても60年代の高度経済成長政策のもとで障害児学級の増設が続き、いわゆる軽度の知的障害児が作業単元学習を中心とした教育を受けた経緯がある。それと現象的に類似する部分も多いと考えられるが、両者の間の比較検討も今後の課題となる。いうまでもなく中国は社会主義をめざす国ではあるが、現今の改革開放政策のもと、資本主義的原理の導入とも受けとれる例がみられる。であるならば、かつて日本の障害児、とくに知的障害児の教育がたどった道と共通する部分が見いだせたとしても不思議ではない。

もう一つ別の角度からの問題として、教科教育の問題がある。わが国では、軽い知的障害の教育形態として生活単元学習や作業単元学習、あるいはあそびなどが広く導入されてきた歴史があるが、最近では教科教育を重視する動きも強まってきている。教科教育にかかわって、中国の各教科のシークエンスやスコープについて検討を加えることは大きな意義をもつものと考えられる。「国語」についても「算数」についても、わが国の教授法とは大きく異なっている面がある。<sup>8)</sup> そうした教授法の相違は、同じく通常の学級で知的障害児が学ぶといった場合にも、相当異なる様相をうみだすことになる。

#### IV 重度知的障害児の教育

現在のところ、知的障害のより重い子どものためのカリキュラムは見いだせない、と Ashman, A.F. はいう。

その紹介するところは、以下のようである。

北京大学の特殊教育研究センターのスタッフによって、カリキュラム改善計画が進められている。それに従事す

るプロジェクトチームは、そのような子どもたちが必要としている内容を提案し、作成されたカリキュラムの概要はいくつかの地方の特殊学級で試行に移されている。そのチームは、三つの研究領域を掲げているのであるが、それらは、生活適応、活動訓練そして機能的教科である。

ひとたびその概要が国家教育委員会によって認められれば、体系的な教育計画へと広げられ、そして試行・評価を経て、国定モデルとして公認されることになるであろう（という話を聞いている）。

現在のところ、中度、重度、最重度、重複といった程度の知的障害児で、通常あるいは特別の教育を受けている例はほとんど皆無である。彼らの教育機会は限定されている。少数はたいていは大都市にある国立または公立の福祉施設に収容され、介護を受けたりまたなにがしかの自助訓練を受けている。しかし、やはり大部分は在宅の状態であって両親の介護を受けており、両親が共働きの場合には祖父母や親類が面倒を見ることになる。

結局、Ashman, A.F. のみるところでは、障害の重い子どもは現実には教育の対象とはなり得ていない、ということである。わが国においても、戦後まず視覚・聴覚障害児の教育が義務化され、そして軽い知的障害児に対して障害児学級が用意され、その後1979年になってようやく養護学校の義務化が実施された経緯がある。日本の場合、広範な父母や教師の運動が義務化に到る背景にあったが、はたして中国でそのような動きがあるのかどうか、この点も興味深い。

#### おわりに

本稿は、一つには、欧米の研究者の論考をもとにして、中国の障害児教育に関する欧米の研究状況の一端を知ろうとしたものである。中国から外国への情報発信が少ないことも原因していようが、欧米での研究はまだ草創期にあるといえよう。その状況は日本における場合も同様である。Ashman, A.F. は、中国の教育家がわれわれの成功と失敗から学ぶと同様にわれわれも中国の仲間から多くのものを学ぶべきである、と書いてその論文を結んでいるのであるが、そのことには日本の研究者や実践家も耳をかたむけるべきであろう。たしかに以上に概観したところをとってみても、伝統的な医学との連携、通常学級担任教師の研修制度、教科の構成、教育と生産的労働との結合その他、日本においても深く検討すべきと考えられる問題が多く見いだされる。

欧米の論文において列挙される参考文献は、概ね英語表記となっている。欧米研究者にとっては中国語で表記されていても意味をなさないことが想像できるので、そ

れも故なしとしない。しかしながら人名その他、これらから中国語に翻訳することには相当の努力を要する。ピンインが不明であることも一因であるが、同時に明らかに発音を誤って書き移している例も多々見られる。中国本国に12億の人口を有し、華僑を含めて国外に在住する中国人も多い。国際社会での地位の向上等今後のさまざまな分野での中国の比重を考えた場合、中国研究者にとって中国語論文のオリジナリティの尊重は看過できない課題と考えられる。

なお、本稿における用語に関して、「特殊」といった最近では使用される機会の少ない用語もここでは使い、さらに場合によっては「障害児」に置き換えるなど、一見混乱の観を呈している。これは、「Special」についてそのまま「特殊」と訳したことによるものである。

(1995. 9. 11)

1. Ashman, A.F. (1995). The education of students with an intellectual disability in the People's Republic of China: some observations, *European Journal of Special Needs Education*, 10, 1, 47-57.
2. 中国研究所 (1995). 中国年鑑1995年版, 新評論, 252.
3. 光明日報. 1995年6月付け.
4. 陳雲英 (1991). 中華人民共和國, 教育と医学 (別冊4), 92-95.
5. Cavanagh Inigo N.M. (1994). Disability and special educational provision for children with disabilities in low income countries, *European Journal of Special Needs Education*, 9, 1, 67-79.
6. 人民教育. (1994). 10月号から転載
7. Lewin M. Keith et al. (1994). Educational innovation in China - Tracing the impact of the 1985 reforms, Longman, 208-209.
8. 浜口九子 (1976). 北京三里屯第三小学校, 岩波書店, 171-188.
9. 中国の障害児教育関係の雑誌「現代特殊教育」の最近の号をみても、まだまだ視覚・聴覚関係の記事が大きな比重を占めている。この誌上における動向についても、別稿で検討する。

## 要 約

中国における知的障害児教育の現状と課題について、オーストラリアの Ashman A.F. の論文を参考とし

ながら検討している。

彼の論文の構成は以下のようである。

1. 導入
2. 知的障害の位置づけ
3. 学校における知的障害児  
通常教育のなかで  
特殊学校と教育計画
4. 重度知的障害児の教育
5. いくつかの覚え書きと結論  
西欧の教育への問いかけ

その論文の冒頭で、西欧の教育学者や心理学者のこれまでの研究はこの問題について何ほども明らかにしていないと断定されている。この状況は、日本についてもほぼ同様といえる。

しかしながら、医学との連携、通常学級担任教師の研修制度、教科の構成、教育と生産的労働との結合その他、日本においても深く検討すべき問題を、中国の知的障害児教育は提起している。

## 要 点

关于中国残疾儿教育的现状和课题、本文参考澳大利亚 Ashman A.F. 的论文、进行了探讨研究。

该论文由以下部分构成：

1. 前言
2. 智力残疾的地位
3. 学校的智力残疾儿  
普通教育中的智力残疾儿教育  
特殊学校和教育计划
4. 严重的智力残疾儿的教育
5. 几点认识和结论  
对西欧教育的追及

关于这个问题、西欧的教育学者和心理学者们、在以前的研究中也并未完全搞清楚、这一点从论文的前言中可以被判定。

但是、从与医学相结合、普通学级担任教师的研修、教育科目的构成、教育和生产劳动的结合、以及其它多方面的既使在日本也须深刻探讨的诸问题出发、提出了中国的智力残疾儿教育问题。